

重要事項説明書（居宅介護支援）

1. 事業者の概要

（令和7年3月1日現在）

事業者（法人）名	医療法人財団 日扇会
代表者	（役職名）理事長 （氏名）八辻 行信
所在地 電話番号	住所 〒152-0031 東京都目黒区中根2-10-20 TEL 03-3718-7281
事業所の沿革・特色	平成12年4月に設立。母体が医療法人のため医療依存度の高い利用者の支援も含めて、医療と連携を図りながら行っている。
法人が所有する 事業所の種類・数	日扇会訪問看護ステーション 日扇会訪問リハビリテーション、日扇会通所リハビリテーション

2. 事業所の概要

事業所の名称	目黒区日扇会在宅介護支援センター		
所在地 電話番号	住所 〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 都立大学駅前ビル1階 TEL 03-3718-2071 FAX 03-3718-2106		
事業所番号	1371000165	指定取得日	平成12年4月1日
管理者名	根本 哲守		
事業の目的	この規程は、医療法人財団日扇会（以下「法人」という。）が設置する指定居宅介護支援事業所「目黒区日扇会在宅介護支援センター」（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。		
運営の方針	1. 事業所は、居宅介護支援を提供することにより、利用者が介護を要する状態でもその利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営め、老年期においても心身の健康を維持しつつ尊厳と生きがいをもてるよう努めるものとする。 2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って偏りが無いよう公平中立にサービスの提供を行うものとする。 3. 事業所は、利用者の選択に基づき、必要なときに適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。 4. 事業所は、コミュニティを意識し在宅療養生活の向上に努めるものとする。 5. 事業所は、事業の運営に当たっては区市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターや他支援センター、介護保険施設等との密接な連携を保ち包括的なサービス提供ができるよう努めるものとする。 6. 事業所は、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援の提供を行うものとする。		
自己評価の実施状況	毎年年度末に実施する。		
第三者評価の実施状況	6年に1回実施する。（前回：令和元年10月21日 合同会社 経営士東京）		
研修の実施状況	法定研修、院内研修、外部研修など受講する。		

3. 事業所の職員

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名		窓口相談、管理業務 ケアプラン作成等
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉士・栄養士	3名以上	1名以上	ケアプラン作成等 窓口相談

4. 事業の実施地域

実施地域	目黒区（中根、平町、大岡山、緑が丘、八雲、柿の木坂、自由が丘、東が丘、南、碑文谷、原町、洗足、目黒本町）世田谷区内、大田区内の一部地域
------	---

5. 営業日時

営業日	営業時間	年末年始・夏季・休日の緊急連絡方法
平日	午前9時～午後5時	日曜日、祝日、12/30～1/3 営業時間外（03-3718-2071：携帯電話へ転送され 24時間連絡体制あり。 電波が届かないこともあります。）
土曜日	午前9時～午後12時30分	

6. サービスの内容

- (1) 担当ケアマネージャーが、利用者の要望を聞き、心身の状況に合わせて、サービスの種類と回数その組み合わせを考え、居宅サービス計画（以下ケアプランとする）を作成します。
- (2) 関係する事業者と利用者及び家族とサービス担当者会議を開きます。
- (3) モニタリングを行い、変化に応じてケアプランの変更を行います。

7. 居宅介護支援の流れ

居宅介護支援提供の統一した流れは以下のとおりです。

居宅介護受付	地域包括支援センター、病医院などの医療機関、利用者又はその家族から来所又は電話による居宅介護サービスの利用の受付、来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談を受けます
訪問日程調査	自宅に訪問し介護保険の説明等を行うための日程調整をします
介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業内容説明と実施できない内容の理解、介護度による介護の制限、他の制度の併用の時の優先、要支援・要介護の目的の違い
ケアマネージャーの決定	ケアマネージャーの利用の有無、担当ケアマネージャーの決定、ケアマネージャーの業務説明
契約等	契約、重要事項、個人情報の説明と契約（※1）
事情聴取（アセスメント）	介護保険を利用するに至った経緯の聴取、介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取（主訴の聴取）、介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度の利用の有無と内容、緊急連絡、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、フェイスシート作成
心身機能評価	日常生活動作の評価、日常生活周辺動作の評価、認知機能その他の評価

ケアプラン作成・確定	心身機能評価の要約、課題抽出、第1表、第2表、第3表の作成介護保険利用点数等の把握、医療機関との連携、作成したケアプランの承諾
情報収集の入手	施設からの退所、病院からの退院に向けて居宅介護の情報の入手
事業者調整	計画に適正な事業者の選定、事業者の利用実施について契約確認等の調整
サービス担当者会議	関係する事業者と利用者並びにその家族で会議を実施（※2）
サービス提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上居宅に訪問し心身状態の観察・把握、支援事業者の計画遂行状況、対応する援助内容の適正化の把握、介護予防の場合は3ヶ月1回居宅に訪問し実施
再計画の作成	モニタリングまたは前回の計画により期限が終了する場合の再度計画の作成
給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認、翌月10日までに国民健康保険連合会に提出、要支援者の利用の場合は地域包括支援センターへ提出
更新手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新のための申請 福祉用具、住宅改修による介護保険制度の補助の申請
施設の紹介	介護老人福祉施設・老人保健施設等の施設紹介
予防介護利用	予防介護利用は管轄する地域包括支援センターへの委託により連携し実施

※1 前6月間に事業所において作成されたケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下訪問介護等とする）がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合、前6月間に事業所において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき利用者に対し別紙①に定める内容のとおり説明を行います。

※2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合、当該利用者等の同意を得て行います。

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

また、下記の条件に当てはまる場合は、少なくとも2月に1回

- ・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ① 利用者の心身の状態が安定していること。
- ② 利用者がテレビ電話装置等を介している意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
- ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

9. 身分証明書の携行

介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は、その家族から求められたときは提示を行います。

10. 緊急対応・連絡

- (1) 訪問した時に、利用者が緊急を要する状態、怪我をしており医療機関に搬送しなければならない時には家族への連絡前に救急要請することがあります。

(2) 上記の場合、緊急対応の後、家族又は緊急連絡先に連絡します。

1 1. 利用料金

(1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じての所定の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日利用者の市区町村の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費：前記 4 サービス提供する地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車（原動機付き自転車を含む）を使用する場合、下記の料金がかかります。

(1) 事業所から片道 500m以上 1km未満：200 円（片道）、400 円（往復）

(2) 事業所から片道 1km以上 3km未満：400 円（片道）、800 円（往復）

(3) 解約料：利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

1 2. サービス利用法

(1) 居宅介護支援の解約

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

要介護から要支援に介護度が変わった場合。なお、その後要介護に変更した時は、新たに契約することになります。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、**7 日以上**の予告期間をもって文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了：以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

1 3. 経過措置期間のある取組について

1 9 項に定める項目について、国の経過措置期間内に取組を行います。

1 4. 個人情報の保護について

当事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

① 当事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

- ② 当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では利用者の医療上緊急の必要性がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を用います。

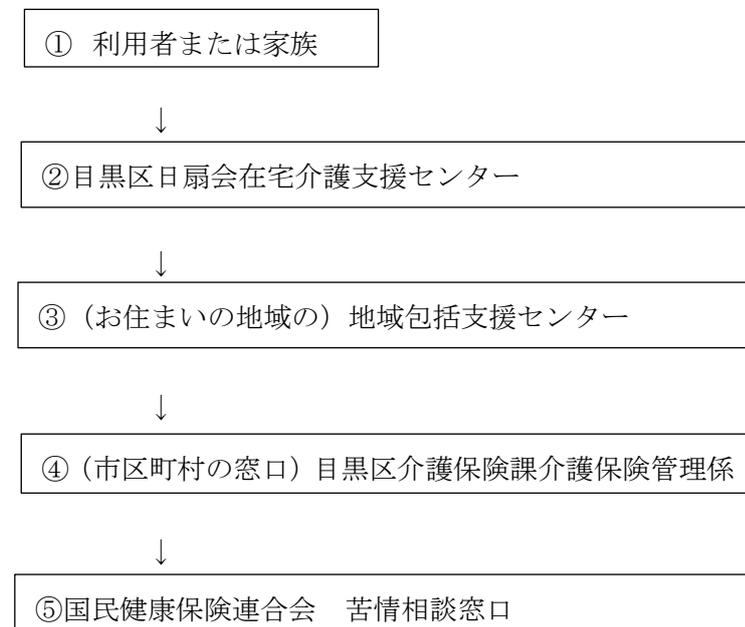
当該事業所が委託する医療・介護関係事業者は、業務上の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

15. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に関する苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】	所在地 東京都目黒区中根 2-13-18 都立大学駅前ビル 1階
目黒区日扇会在宅介護支援センター	TEL 03-3718-2071 FAX 03-3718-2106 担当：根本 哲守 受付時間：事業所営業時間と同様
【地域包括支援センターの窓口】 ※お住まいの地域により管轄のセンターがあります	(共通) 受付時間 月～土曜日 (祝・休日、年末年始を除く) ・月～金曜日 8:30～19:00 ・土曜日 8:30～17:00
〈西部包括支援センター〉	所在地 東京都目黒区柿の木坂 1-28-10 TEL 03-5701-7244
〈南部包括支援センター〉	所在地 東京都目黒区碑文谷 1-18-14 碑文谷小学校裏 TEL 03-5724-8033
【市区町村の窓口】	所在地 東京都目黒区上目黒 2-19-5
目黒区介護保険課 介護保険管理係	TEL 03-5722-9574 受付時間 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)
【国民健康保険連合会】	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階
苦情相談窓口	TEL 03-6238-0177 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

<苦情・相談フロー>



16. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し管理します。
- ・保管期間は個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日から2年間、請求に係る資料とその請求の根拠となる記録を保管します。
- ・保管期間が終了した書類については破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ・利用者データを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
- ・データの閲覧、利用者に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可されたもののみがアクセスできるようにします。
- ・外部へのデータの持ち出しは禁止します。
- ・記録の閲覧および実費を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り可能です。

17. 担当者の介護支援専門員

担当する介護支援専門員をやむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

18. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

19. その他に関する重要事項

下記に選択された項目に関しての取り組みを行います。

虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、以下の対策を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	根本 哲守
-------------	-------

② 虐待の防止のための指針を整備します。

③ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（「虐待防止検討委員会」）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

④ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

⑤ サービス提供中に、養介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

□ 職場におけるハラスメントの防止

- (1) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発を行います。
- (2) 相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定める等により、相談への対応のための窓口（15. サービス内容等に関する苦情・相談について記載）をあらかじめ定め、従業者、利用者等に周知を行います。
- (3) 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、被害者への配慮のための取組及び被害防止のための取組の実施を行います。

□ 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」）を策定するとともに、BCPに従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シュミレーション）を整備し、実施します。

□ 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について整備し、実施に努めます。

- (1) 感染対策担当者の設置をします。

感染対策担当者	根本 哲守
---------	-------

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- (3) 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上、定期的を開催します。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練等を行います。

以上の内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

職 名	介護支援専門員	氏 名	
-----	---------	-----	--

【事業者】

所 在 地	〒152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18 都立大学駅前ビル 1 階
事業者（法人）名	医療法人財団 日扇会 日扇会第一病院
代 表 者 名	（職名）理事長 （氏名）八辻 行信
事 業 所 名	目黒区日扇会在宅介護支援センター

上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利用者】

住 所	
氏 名	

【代理人又は立会人】

住 所	
氏 名	

※立会人とは、事業者と利用者のどちらにも属さないで双方の意思を確認する第三者を言います。